

2.横断中の歩行者などの保護

1] 横断歩道や自転車横断帯に近づいたとき

根拠となる条文

法第38条(横断歩道等における歩行者等の優先)

車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という。)がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。 [罰則] 3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金<2点>

解説と教習のアドバイス

横断歩道および自転車横断帯を通行する歩行者や自転車の保護を規定したものです。法第10条第2項に規定されているように、歩行者は歩車道の区別のある道路では、歩道を通行しなければならないとされています。しかし、車道を横断するときや歩道が通行できないときは車道を通行できるとされ、法第12条・第13条で、その横断方法が規定されています。これにより、横断歩道などを横断する歩行者などがそこを通行する車などよりも優先されます。したがって、車などの運転者は、横断歩道などに近づいたときはまず、横断しようとする歩行者などがいるかいないかを確認しなければなりません。

「いないことが明らかな場合」とは、横断歩道などはもちろんその周辺まで十分見渡せて、横断しようとする歩行者などがいないことがはっきりわかる場合や、歩行者などの信号が赤色の灯火であるため横断しないことが明かで、その間に通過することができる場合のことをいいます。

このような場合以外では、横断歩道などの手前で停止できるような速度で進行し、横断しようとしている歩行者などがいる場合には、横断歩道などの手前で一時停止して道を譲らなければならないのです。

2] 横断歩道や自転車横断帯と、その手前に停止車両があるとき

根拠となる条文

法第38条第2項(横断歩道等における歩行者等の優先)

車両等は、横断歩道等(当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。)又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

[罰則] 3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金<2点>

解説と教習のアドバイス

横断歩道などまたはその直前に停止している車などがあるときは、停止している車などのため横断歩行者などの確認ができなくなるので、たとえ歩行者などが見えなくともその停止車両などの前に出る前に一時停止しなければならないとした規定です。

横断歩道などの前後の側端から5メートル以内は駐停車禁止場所であることから、その部分に停止している車などは横断歩行者を横断させるために停止していると考えて、側方通過の前に一時停止して歩行者の有無を確認します。これは、対向車線が渋滞しているときや、対向車線の駐停車両の場合も同じです。なおこの規定は、信号機などにより歩行者の横断が禁止されている場合は適用されません。